

北里大学と神奈川県立相模原高等学校との教育交流に関する協定書

北里大学（以下「大学」という。）と神奈川県立相模原高等学校（以下「高校」という。）は、高校・大学連携事業を通じて相互交流を深め、高校教育・大学教育の活性化を図るために、次のとおり協定を締結する。

1. 大学と高校は、相互の友好関係にもとづき、高校・大学連携事業を実施する。
2. 高校・大学連携事業の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 教養講座等の開講
 - (2) 教育実習生の受け入れ
 - (3) 教育についての情報交換及び交流
 - (4) その他双方が協議し合意した事項
3. 高校・大学連携事業の具体的内容については覚書を取り交わす。
4. この協定の有効期間は1年間とし、平成16年4月1日から始まり平成17年3月31日をもって終わる。

ただし、期間満了の3カ月前までに大学・高校のいずれか一方から異議のないときは、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後もこの例による。
5. この協定に定めのない事項、もしくはこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、両者間でその都度協議し、解決をはかる。

この協定書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保有する。

平成16年4月1日

平成16年4月1日

北里大学

神奈川県立相模原高等学校

学 長

柴 忠 義



校 長

村 田 彰

